



令和6年1月16日
物流・自動車局
審査・リコール課

ダイハツ工業の不正事案に関する国土交通省の対応について

国土交通省では、令和5年12月21日より、ダイハツ工業に対する立入検査を行い、事実関係の確認、精査を行ってまいりました。

この結果を踏まえ、本日、国土交通省において、以下の対応を行います。

1. 立入検査の結果の公表（立入検査において新たに14件の不正行為を確認）
2. 特に不正行為が悪質な3車種の型式指定の取消し手続きの開始
3. ダイハツ工業に対する是正命令の発出
4. 基準不適合の可能性のある2車種のリコール届出の指導

1. 立入検査の結果について

令和5年12月20日にダイハツ工業株式会社（以下「ダイハツ工業」という。）から型式指定申請における不正行為の報告を受け、国土交通省は、不正行為の事実関係等の確認のため、同社に対して同年12月21日から令和6年1月9日まで立入検査を実施した。

その結果、ダイハツ工業から報告があった142件の不正行為の事実を認定するとともに、新たに14件の不正行為（試験車両に不適切な加工を行う不正行為（9件）、規定と異なる試験装置を使用する不正行為（5件））を確認した。

ダイハツ工業から報告があった不正	立入検査で新たに確認した不正	合計
46車種142件	14件	46車種156件

これら156件の不正行為については、国土交通省において基準適合性の確認試験を速やかに行い、その結果を順次公表する。

2. 3車種の型式指定の取消し手続きの開始について

特に悪質な不正行為[※]が行われたと認められる以下の3車種について、型式指定を取消すこととし、関係法令の規定に基づく手続きを開始した。

ダイハツ・グランマックス、トヨタ・タウンエース、マツダ・ボンゴ
（いずれもトラックタイプのみ）

※試験車両に対する不正加工により、申請に係る自動車と異なる構造の自動車を用いて試験を実施

3. ダイハツ工業に対する是正命令の発出について

ダイハツ工業に対し、二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、道路運送車両法の規定に基づき、国土交通大臣から別添の是正命令を発出した。

また、ダイハツ工業に対し、1か月以内に再発防止策を報告し、その後四半期毎に再発防止策の実施状況を報告するよう求めた。

4. 基準不適合の可能性のある2車種のリコール届出の指導について

ダイハツ工業に対し、基準不適合の可能性があると報告された以下の2車種について、リコールが必要な場合は速やかに届出を行うよう指導した。

ダイハツ・キャスト、トヨタ・ピクシスジョイ

(問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛸原

代表：03-5253-8111 (内線 42313、42314)

直通：03-5253-8595